

上田市教育委員会 2 月定例会会議録

1 日 時

平成 2 4 年 2 月 1 5 日 (水)

午後 2 時 3 2 分から午後 4 時 2 6 分まで

2 場 所

上田市教育委員会 (やぐら下庁舎) 2 階会議室

3 出席者

委 員

委 員 長	西田 不折
委員長職務代理者	金子 泰子
委 員	城下 敦子
委 員	小市 正輝
教 育 長	小山 壽一

説 明 員

小市教育次長、廣川教育参事、小野塚教育総務課長、中村学校教育課長、浅野生涯学習課長、小山人権同和教育政策幹、土屋文化振興課長、佐藤体育課長、下村丸子地域教育事務所長、藤沢真田地域教育事務所長、掛川武石地域教育事務所長、高野丸子学校給食センター所長、大滝上田図書館長、足立中央公民館長、山寄城南公民館長、海瀬塩田公民館長、綿内川西公民館長、林博物館長

・ あいさつ

< 協議事項 >

(1) 浦里小学校学校運営協議会 からの意見に対する回答について

資料 1 により小野塚教育総務課長説明

城下委員

明確な回答ができない理由は何か。

小野塚教育総務課長

要望のある工事を全て実施するとなると多額の経費を要するため、部分的な対応にならざるを得ない。通常の営繕予算の中から経費をひねり出さなければならず、「すぐに」「いつまでに」とは答えられない実情がある。

金子委員

もう少しこちらの意向が伝わるように書いてもいいのではないか。

小野塚教育総務課長

以前、自治会長連名の陳情もあったが、明確に「この部分についてはいつやる」という答えはしていない。この文案でコミュニティ・スクールの皆さんに誠意が伝わるかわからないが、文書で答えられる範囲内の表現に留めさせてもらっている。

西田委員長

実地調査はしたのか。

小野塚教育総務課長

施設係が日常的に現場に行っており、状況を把握している。

西田委員長

以前の申し入れへの対応はどうか。

小野塚教育総務課長

以前の申し入れは体育館関係が主だった。来年度、浦里小学校屋内運動場についても、耐震補強工事をするが、雨漏りしているという話もあり、改修の見通しは立っている。また、今年度は壁などの修繕に 360 万円ほどかけ要望に応えている。

全委員 了承

(2) 放課後児童クラブ条例及び放課後児童クラブ管理規則の一部改正

資料2により中村学校教育課長説明

小市委員

指導員の数は増えるのか。実際、子どもたちがクラブを利用するときに、しきりがないと自分が学んだ学校の教室に戻ってしまう。また、学校の遊具を自由に使うことがあるが、怪我をした場合に補償をどうするのか、誰が病院へ連れていくのかなど問題になったが、どう対応するのか。

中村学校教育課長

指導員は原則2名配置だが、発達障害の子どものために障害加配を加えて3人体制である。塩川小学校では、教室1室に畳の部屋を設け、校庭で遊べるようになっている。児童クラブは保険に入っており、児童クラブの開館中に起きた子どもの事故については当然その対象になる。遊具は、学校が常日頃から点検しており、その瑕疵は学校の責任になるのできちんと対応していきたい。

全委員 了承

(3) 小・中学校学校評議員設置要綱の一部改正

資料3により中村学校教育課長説明

金子委員

任期2年を1年に改正するということが、これまで6期も7期も在任している人がいた。今回、任期を1年にしても再任される可能性はあると思うが、結果的に今までよりも在任期間が短くなると考える理由は何か。

中村学校教育課長

任期を1年に限ってしまうと学校が地域の人を選ぶことが困難な心配があるので、1年が原則だが再任できるという規定を設けた。何年間も同じ人が継続していることと、自治会長やPTA会長は1年任期であり任期2年にそぐわないことがある。原則は1年だが、なかなか人材が見つからなければ再任してもいいという規定にした。

金子委員

「但し、再任は何期まで」といった規定をつくらないと、たとえ任期を1年に変更しても、長期間再任され続ける人が生じるのは同じことではないか。むしろ、学校評議員になって1年では、すぐには状況が分からず、意見が言えないこともある。2年目になってよ

うやく意見が言えるようになるので、長期在任者を入れ替えるために任期を2年から1年にするという改正の意図が分からない。

小山教育長

県の学校評議員の任期は1年であり、多くの市町村の学校評議員の任期も1年である。在任期間が長いのは問題だが、以前からの評議員を辞めさせづらいという声が校長の中にある。今回の改正によって、できるだけ多くの人の意見を聞くために評議員を変更するきっかけにしてほしい。

金子委員

再任の期限は設けないということか。

小市委員

会議は1年間に3、4回しかなく、授業参観はあっても学校の実情を理解して意見をもらうのは難しいと思う。2年目からいろいろな意見が出るので、再任は妨げないが2期務めたら終了などの制限を付けた方がいいのではないか。

中村学校教育課長

市の附属機関には3期という制限を設けているが、条例や規則に定めているわけではない。小規模な学校は人が見つからないというおそれもあるので、様子を見ながら考えたい。要綱に規定するとそれに縛られてしまい、人が見つからないこともある。

西田委員長

今までに、任期が終わったからご苦労様でしたというタイミングはあるのか。

小山教育長

充て職ならばあるが、地域の方は、別の人をお願いしたのでやめてくれとは言い難いと校長先生から聞いている。

金子委員

任期を1年にすると何がいいのか。

小山教育長

1年にしたから良くなるということではないが、要綱を変えることにより、学校評議員を1年で切って依頼しなおし、いろいろな方から広く意見を聞くように改めて学校に伝えることができる。学校も要綱を変えたことを理由に、改めて地域に依頼しなおすことができるだろうということ。

西田委員長

評議員が固定化していることは事実である。

城下委員

現在の評議員の意見はどうか。報告書等が教育委員会に上がってきているわけではないのか。評議員や学校には、年数や回数に対してもう少しやってもらいたいとか、呼び付けられて嫌だとか、いろいろな意見があると思う。

小山教育長

学校長が学校運営について意見を聞かせてほしいことに対して答えるのが学校評議員であり、聞いていないことに対する意見を聞く必要はなく、学校運営協議会の制度とは違うものである。学校評議員会を招集する必要もなく、個別に意見を聞くのが本来の学校評議員の制度、趣旨である。実際にはそういう運用となっていないので、趣旨を校長先生に伝えていく必要がある。

西田委員長

これは、国の規定に沿っているのか。

小山教育長

学校評議員制度ができたときの趣旨で、県要綱もその趣旨でつくられている。

西田委員長

任期の2年、1年はどうか。

小山教育長

だいたい1年である。

西田委員長

上田市が2年にした理由は何か。改めて、何が理由で改正しようとするのか。

中村学校教育課長

任期を1年にすれば在任期間が長くないというわけではないが、これまで特に人選もしないで同じ人が継続してきた経過がある。学校評議員制度は、施行から十数年経ち形骸化しているので、改めるきっかけとして1年にしたいと考えた。

西田委員長

なぜ2年から1年にするのかという反対意見が圧倒的に多い。4月1日から施行するために、はっきり結論を出さなければならない。

金子委員

任期は現行の2年とし、再任は2期を限度とすると定めてはどうか。

中村学校教育課長

再任の規定を要綱に入れると、それに縛られてしまい不具合が出てくる。原則は3期あるいは4期等と内規的な決まりをつくって運用することが現実的である。

小市委員

2年を1年にすることで問題がすべて解決するわけではない。そこがどうしても引っ掛かり納得できない。その問題がクリアできれば改正案で良い。

西田委員長

事前に考慮する時間がなかったが、現在の学校評議員がどういう感想を持っているか聞きたい。

中村学校教育課長

実際には校長先生が変わって4月から選任するので、3月の定例会に諮っても差し支えない。

西田委員長

教育委員ももう一度検討し直すことに加え、3月の定例会に委員会としての資料を集めること。現在の学校評議員の意見を聞いてもらうことでどうか。結論は保留とし、3月定例会に諮ることとする。

全委員 了承〔継続審議〕

(4) 公民館条例等の一部改正

資料4により浅野学校教育課長説明

質疑意見なし

全委員 了承

(5) 公民館条例の一部改正

資料5により浅野学校教育課長説明

西田委員長

公民館使用の希望が殺到していて予約が取れないとよく聞く。需要とのバランスをどう考えているか。

浅野生涯学習課長

公民館によってそれぞれ需要と供給のバランスがあると思うが、今回の城南公民館は非常に盛っており地元の方でもなかなか使えないという意見もあったので、そのことを反映して約2倍の部屋数を設けることで対応している。また、西部公民館も利用率が高くて使えないという意見があり、実施計画の中に建て替えの位置付けをしていきたい。現在のところ、西部公民館においては利用回数の制限をすることで対応せざるを得ない。なるべく多くの人に使ってもらえるよう運用面で工夫をしていく。

西田委員長

ハードだけでなくソフト、運用面での工夫も市民が期待している。社会教育、公民館活動が活発になってきている。

全委員 了承

(6) 図書館条例の一部改正

資料6により浅野生涯学習課長説明

金子委員

開館が5月1日に早まったことは、地元の利用者にはうれしいことだと思う。

城下委員

土・日の閉館時間は5時までだが、市民サービスという点から平日と同様に6時半に延ばしてほしいという意見は出ていないか。

浅野生涯学習課長

土・日の閉館時間は、上田・丸子・真田で共通の5時までで運営している。情報ライブラリーのみ、6時までである。今後、図書館協議会の中で開館時間をどうするか、東御市の図書館との関係も考慮して検討したい。

全委員 了承

(7) 同和対策集会所条例の一部改正

資料7により小山人権同和教育政策幹説明

西田委員長

公有財産の無償譲渡のところに「財産の種別、所在地、構造・面積等」とあるが、土地は譲渡されるのか。

小山人権同和教育政策幹

市の所有する土地であり登記されていない。市の財産は登記簿がなく普通財産を登記できないことから、そのままの状態は無償で譲るということ。

西田委員長

こうした施設の譲渡は、今後こういう傾向になっていくのか。

小山人権同和教育政策幹

現在、10の施設があり、その1つを譲渡することになっている。残りの9施設のうち6施設はある程度の使用があるが、3施設は非常に使用が少なく廃止の方向で考えている。地元で引き受けてくれればよいが、地元には立派な自治会館があるため検討中であり、引き受け手がなければ取り壊す方向である。

全委員 了承

(8) 公の施設の付属器具使用料等の徴収等に関する規則の一部改正

資料8により浅野生涯学習課長説明

西田委員長

電気料は何を前提に算定しているのか。

綿内川西公民館長

冷暖房費の使用料の算定は、エアコンの出力を基としており、部屋ごとの出力割合を考慮し、高圧電力の単価を掛けて算定している。

全委員 了承

(9) 染屋台多目的グラウンドにかかる条例等の一部改正

資料9により佐藤体育課長説明

金子委員

入場料を徴収するような催しは行わないということか。

佐藤体育課長

入場料を徴収する場合、入口にチケットの受け渡し場所があり、客が観戦するスタンドがある。この多目的グラウンドは、どこからでも歩いて入れるようになっており、試合を観戦する座席等の設備もないので、一般的に入場料を徴収するような試合はしない。

城下委員

多目的グラウンドの多目的の内容は何か。何ができるのか。

佐藤体育課長

軟式野球、ソフトボール、少年サッカー、グラウンドゴルフ等の利用を想定している。硬式野球はボールが飛び過ぎて住宅地では不向きなこと、大人のサッカーやラグビー等は、芝生に掛かる負担が大き過ぎるため、競技団体とも協議する中で、少年サッカー等の施設として使っていきたいこととの了解を得ている。その他の競技については、芝のダメージ等に影響がなければ、申し込みがあった時点で考慮したい。

城下委員

少年サッカーなどで、例えば有名なJリーガーを呼んで参加料を取るサッカー教室のような場合は、ここは使えないということか。教室への参加費がある場合などに、利用は可能なのか。

佐藤体育課長

通常の使用料の範囲内で可能である。

西田委員長

興行を目的にする場合と、会費制では違ってくるということによいと思われる。また、これまで照明はなかったが、照明が付くことについてはどうか。

佐藤体育課長

昨年秋に概ねの工事は終わったので、試験的にソフトボールをやった。うるさい、明る過ぎる等の問題はないと地元自治会にも了解を得た。

小市委員

使用時間が長くなり、料金も安くなったことはありがたい。以前は、交通渋滞がひどく、

駐車場から道路に車をはみ出ることがあったが、そうした心配はないか。

佐藤体育課長

駐車場を約80台分設けた。また、空きスペースにも車を駐車できるので、従来のように路上駐車するようなことはないと考えている。少年野球等が何チームも来て、保護者も応援にくるとなると一杯になる状況も考えられるので注意していきたい。

金子委員

営利目的のものには貸し出さないということか。いろいろ考えられると思うが、例えば、有名選手が来て指導を受けて参加費等を払った場合、その費用の一部が主催者の収入なるということはないか。通常、公民館等では営利目的の催しは許可されないが、ここも同様でよいか。

佐藤体育課長

特に明文化していないが、同様と考えている。新しいグラウンドには、既に少年野球のさまざまな大会やソフトボールの事業計画が入っており、予め各競技団体の中で年間計画を持たないと土・日に催しが入る余地もない。

全委員 了承

< 報告事項 >

(1) 平成24年度当初予算の概要について

資料10により小野塚教育総務課長説明

全委員 了承

(2) 学校給食における放射性物質対応状況について

資料11により高野丸子学校給食センター所長説明

城下委員

今後、データを整理してホームページで公表したいとあるが内容はどうか。

高野丸子学校給食センター所長

一月分まとめたものを翌月にホームページで公表していく。野菜、芋、茸、くだものなどの生鮮の食材、海藻、肉、卵、魚介類、その他干し椎茸を公表してほしいと要望を受けている。産地表示の分類は、上田市内、県内は市町村名まで、県外は都道府県名まで分類してもらいたいとのことである。主食の米は上小産米であり、牛乳は県内産の原乳を使用

している。パン類に使用する小麦粉は、学校給食会で安全性を確認している。これら全体をまとめ、市民に理解できる形で掲載していきたい。

城下委員

測定結果による数値等の公表はどうか。

小山教育長

基本的に産地を公表する。県が機械を使って検査したものについて、放射性セシウムやヨウ素が検出された場合は、使うことがないため公表する段階に至らない。ただし、東信全域の学校給食の食材を東信教育事務所にある1台の機械で検査しており、毎日使うものすべてを検査してもらうわけにはいかないため、検査結果が基準数値より低くても疑いの出たものは使わない。干し椎茸のように製品化している物は別であるが、基本は産地で安全性を確認しているため、産地を公表するということである。

城下委員

測定方法等まで保護者が知ることができ、子どもたちが安心して給食を食べられると分かるように掲載していただきたい。

全委員 了承

(3) 美術品の寄付受納について(森工房)

資料12により土屋文化振興課長説明

西田委員長

管理については後世にも問われることなので、収蔵品に関しては大変だと思われるがよろしく願いたい。具体的に市民の目に素晴らしい形で触れることを期待する。

その他、行事共催等に関する報告は、資料配付にとどめる。質問等があれば、担当課へ連絡願いたい。

全委員 了承

閉会